

「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく
年 次 報 告 書

(令和5年度版)

令和6年9月

三 重 県

目 次

1. はじめに	1
2. 児童虐待相談の状況	
(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移	2
(2) 児童虐待相談の経路	3
(3) 児童虐待相談種別	3
(4) 児童虐待相談における主な虐待者	4
(5) 被虐待児童の年齢	5
(6) 児童虐待相談後の処遇	6
(7) 被措置児童等虐待の状況	6
(8) 一時保護、立入調査等の実施状況	8
3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況	
(1) 「子どもを虐待から守る条例」取組体系	9
(2) 未然防止	10
(3) 早期発見及び早期対応	11
(4) 保護及び支援	14
(5) 子どもを虐待から守るための体制整備	16
別紙	
○令和5年5月児童死亡事例(津事案)の再発防止に向けた取組について	20
参考	
○子どもを虐待から守る条例	21

1. はじめに

三重県では、平成16年3月に議員提案により「子どもを虐待から守る条例」が制定されました。この条例では、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とし、県民全体で子どもを虐待から守るための取組のあり方などを定めています。令和2年3月には、児童虐待の防止等に関する法律等の一部改正や、三重県における児童虐待の状況等に鑑み、抜本的な条例改正を行いました。主な改正内容として、児童虐待の防止に当たっては子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組むこと、子どもを児童虐待から守るための施策の実施に当たっては子どもを権利の主体として尊重すること等を基本的な考え方に規定するとともに、子どもの安全確保のため必要があると認める場合はためらわずに一時保護を行うこと、子どもが転居した場合に必要な支援が切れ目なく行われるよう必要な措置を講ずること等を規定したところです。

本報告書は、条例第27条の規定に基づき、令和5年度における児童虐待を取り巻く状況、県の施策の実施状況などについて、県議会に報告するとともに、県民に公表することを目的に作成するものです。

令和5年度は、津市で児童相談所が関与する児童が死亡する事案が発生したことを受けて、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会（2023年津事例）（以下、「検証委員会」という。）において検証を行い、令和6年3月に検証委員会報告書が示されました。また、検証と並行して、県においては、三重県児童虐待防止対応検討会議で決定された再発防止策である、対面を基本とした児童の安全確認の徹底や、積極的な情報共有による関係機関との連携強化等を進めてきました。令和6年度においては、検証委員会報告書により示された提言を受けて課題とされた、体制づくり、関係機関との連携、人材育成について取り組むために、人材育成計画の策定や「子どもを虐待から守る条例」の改正について検討を進めていきます。

また児童の権利擁護については、一時保護所や児童養護施設入所児童、里親等委託児童の権利擁護について、専任のコーディネーターを配置し、権利についてまとめた冊子「子どもの権利ノート」や「子どもの権利擁護手紙」を配布して周知・啓発するとともに、一時保護所にアドボケイトを派遣し、子どもが意見表明できる環境整備を図りました。

引き続き、市町、警察、学校、医療機関等の関係機関との連携を一層強化し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるべく、取り組んでいきます。

2. 児童虐待相談の状況

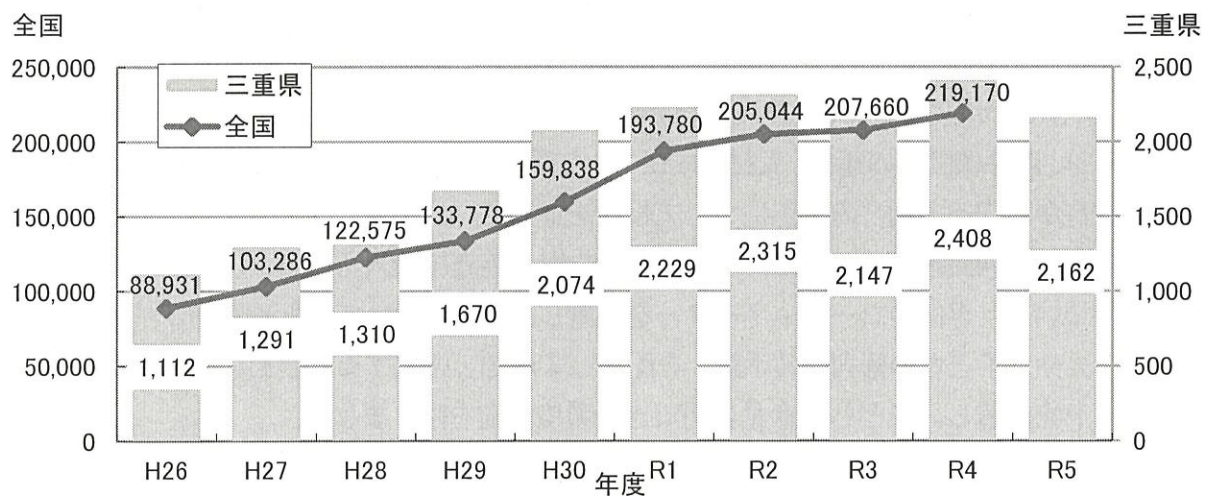
(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は2,162件（速報値：前年度比246件減）と、依然として2,000件を超える水準ではあるものの、過去最多となった前年度から令和3年度と同程度の水準まで減少しました。

原因を特定することは出来ませんが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類感染症」になった影響や、令和5年度における県全域でのDV被害相談件数が減少したことなどが関係しているのではないかと考えられます。

（単位：件、％）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全 国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170 (速報値)	未集計
対前年度 増加率	20.5	16.1	18.7	9.1	19.5	21.2	5.8	1.3	5.5 (速報値)	未集計
三重県	1,112	1,291	1,310	1,670	2,074	2,229	2,315	2,147	2,408	2,162 (速報値)
対前年度 増加率	-0.4	16.1	1.5	27.5	24.2	7.5	3.9	-7.3	12.2	-10.2 (速報値)



児童相談所別 児童虐待相談対応件数（以下、2(8)まで速報値）（単位：件、％）

児童相談所 年度	北勢	鈴鹿	中勢	南勢 志摩	伊賀	紀州	計
令和5年度	654	340	502	293	285	88	2,162
構成比	30.2	15.7	23.2	13.6	13.2	4.1	100
令和4年度	926	425	493	233	266	65	2,408
構成比	38.5	17.6	20.5	9.7	11.0	2.7	100

※構成比（％）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(2) 児童虐待相談の経路

児童相談所への児童虐待相談の経路は、多い順に、①市町の機関（691件）、②警察等（632件）、③学校等（193件）となっています。今回、全体的に相談件数が減る中、虐待者以外の家族からの相談件数は増加（同28件増）しました。

（単位：件、％）

経路 年度	家族		親 戚	近 隣・知 人	児 童本 人	県 の機 関	市 町の 機 関	保 健 所	医 療 機 関	児 童福 祉施 設等	警 察 等	学 校 等	そ の 他	計
	虐待者	虐待者以外												
令和5年度	49	92	35	188	37	120	691	49	43	632	193	33		2,162
構成比	2.3	4.3	1.6	8.7	1.7	5.6	32.0	2.3	2.0	29.2	8.9	1.5		100
令和4年度	69	64	34	280	38	131	714	55	55	733	200	35		2,408
構成比	2.9	2.7	1.4	11.6	1.6	5.4	29.7	2.3	2.3	30.4	8.3	1.5		100

※構成比（％）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(3) 児童虐待相談種別

児童虐待相談の種別では、「心理的虐待」の件数が1,020件（前年度比151件減）と最も多く、そのうち、子どもが同居する家庭における配偶者等に対する暴力を目撃する事例（面前DV）の通告が約半数を占め、495件（同189件減）でした。

その他、「身体的虐待」は718件（同3件減）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」は376件（同91件減）、「性的虐待」は48件（同1件減）といずれも減少しました。

（単位：件、％）

種別 年度	心理的虐待	身体的虐待	保護の 怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	計
令和5年度	1,020	718	376	48	2,162
構成比	47.2	33.2	17.4	2.2	100
令和4年度	1,171	721	467	49	2,408
構成比	48.6	29.9	19.4	2.0	100

※構成比（％）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

※ 「児童虐待の防止等に関する法律」において、虐待の種別は4つに定義されており、それぞれの行為の例示は以下のとおりです。

・心理的虐待

子どもの自尊心を傷つける言動、子どもの前で配偶者に対して暴力をふるったり、暴言を吐く行為、子どものきょうだいに対する虐待 等

・身体的虐待

子どもを殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる 等

・保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

適切な食事を与えない、衣服をひどく不潔なままにする、病気の子どもの病院に連れて行かない 等

・性的虐待

子どもに性的行為をする又はさせる、性器や性交を見せる 等

(4) 児童虐待相談における主な虐待者

主な虐待者は、実母によるものが1,050件（前年度比85件減）、実父によるものが924件（同147件減）であり、実父母によるもので全体の9割以上を占めています。

構成比については、実父からの虐待の割合は減少したものの、実母からの虐待の割合は増加しました。また、実母以外の母親からの虐待について、件数が減少しているものの、実父以外の父親からの虐待については、昨年度とほぼ同水準となっています。これらは、再婚（事実婚含む）により、夫婦のいずれかと生物学的には親子関係のない子どもがともに生活する、いわゆるステップファミリーなど、家族形態の多様化が進んでいることが要因と考えられます。

（単位：件、％）

年度 \ 主な虐待者	実 父	実 母	実 父 以 外 の 父 親	実 母 以 外 の 母 親	そ の 他	計
令和5年度	924	1,050	123	7	58	2,162
構成比	42.7	48.6	5.7	0.3	2.7	100
令和4年度	1,071	1,135	127	24	51	2,408
構成比	44.5	47.1	5.3	1.0	2.1	100

※構成比（％）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(5)被虐待児童の年齢

年齢別で見ると、6歳までの乳幼児期の件数は921件（42.6％）となっており、全体の約4割を占めています。また、下表の各年齢区分のとおり、ほぼ全ての年齢区分において心理的虐待の割合が最も多く、その中でも「0～2歳」の区分における割合が60.6％と最も多くなっています。

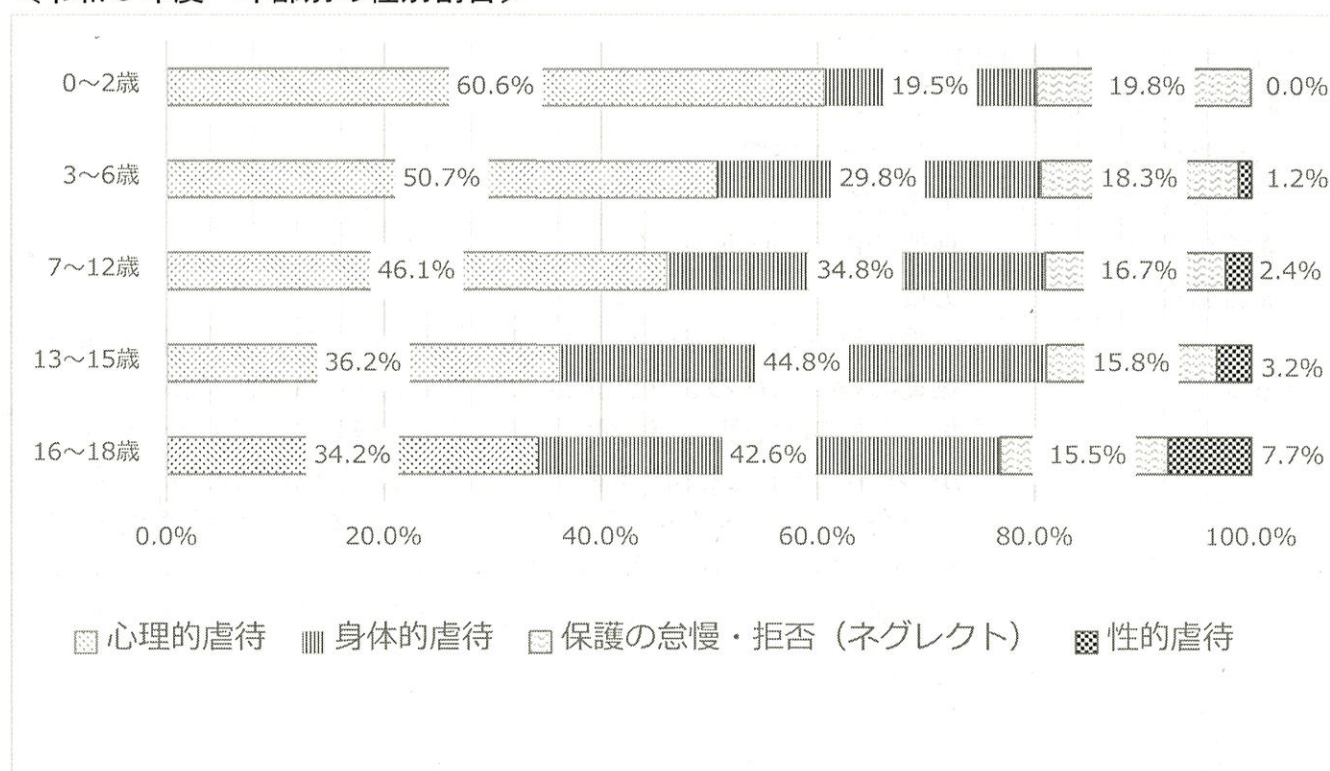
全国の児童虐待死亡事例（心中を除く）において、0歳の子どもの虐待死亡事例が最も多くほぼ半数に達し、3歳未満で6割を超える状況となっており、出産前から関係機関と市町母子保健部署等が連携して妊婦の支援につなげていく必要があるほか、産後ケアの充実、若年層に対する虐待予防の啓発などが重要です。

（単位：件、％）

年齢 年度	0～2歳	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	計
令和5年度	343	578	738	348	155	2,162
構成比	15.9	26.7	34.1	16.1	7.2	100
令和4年度	424	626	850	351	157	2,408
構成比	17.6	26.0	35.3	14.6	6.5	100

※構成比（％）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

<令和5年度 年齢別の種別割合>



(6) 児童虐待相談後の処遇

相談後の処遇については、家庭分離が必要とされ、児童養護施設等への措置や里親への委託を行ったケースは93件（前年度比12件増）でした。家庭分離とならず、在宅における援助を行う場合には、要保護児童対策地域協議会等を活用し、関係機関とともに家庭を支援しています。

（単位：件）

年度 \ 処遇	児童福祉施設入所	里親委託	面接指導	その他	計
令和5年度	84	9	1,974	95	2,162
令和4年度	73	8	2,201	126	2,408

(7) 被措置児童等虐待の状況

児童福祉法に基づき、児童福祉施設等に措置された子どもが虐待された場合には、その状況、講じた措置等を公表しています。

令和5年度において、被措置児童等虐待に該当した事案は2件でした。

（単位：件）

通告受理件数	調査件数	虐待該当件数
9	7	2

【虐待該当事案の概要1】

通告等の受理年月	令和5年8月
施設等種別	一時保護施設等
被虐待児童	男性2名
虐待の類型	身体的虐待、心理的虐待
加害職員	男性
概要	一時保護施設に入所していた児童2名が、施設内共用部分において職員の指導に従わない状況となったため、別の職員が対応に加わった。当該職員は児童と個別に話をするため居室に誘導しようとしたが、次第に児童とともに興奮気味になり、距離を取ろうとした児童の手が当該職員に当たった際等に、児童に対して至近距離で大声で怒鳴った。また、職員は、居室に戻りベッドに座った児童につめ寄り、児童の顔の近くで大声で怒鳴るとともに、その際に当該職員の額が児童の頭に2回当たった。
講じた措置	職員からの事情聴取 当該児童への聴取り調査 職員全員を対象とした研修 規則・ルールの見直し検討 再発防止策の策定

【虐待該当事案の概要2】

通告等の受理年月	令和5年11月
施設等種別	障がい児施設等
被虐待児童	男性
虐待の種類	身体的虐待
加害職員	男性
概要	当該職員が、玄関近くのソファに座っている児童を別の場所に誘導しようとして対応した際、児童が動こうとしなかったため、当該職員が児童の手首を掴み、右腕をひねって引っ張り続け、児童が床に倒れても手を放さなかった。児童が噛みつく等したため、時には首に手をかけて押さえる形となった。
講じた措置	施設からの事情聴取 当該児童への聴取り調査 改善計画の聴取（施設内虐待防止マニュアルの更新と周知徹底、再発防止に向けた職員研修の充実等）

※児童福祉施設等の種別について

里親等	小規模住居型児童養育事業及び里親
社会的養護関係施設	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
障がい児施設等	障がい児入所施設及び指定発達支援医療機関
一時保護施設等	児童相談所が設置する児童を一時保護する施設等

(8)一時保護、立入調査等の実施状況

虐待を事由として一時保護（委託を含む）対応した子どもは延べ509人で、令和4年度より32人増加しました。児童相談所における一時保護のほか、里親、児童福祉施設、医療機関等に対して一時保護を委託しており、関係機関と連携して子どものケアやアセスメントを行っています。

また、児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、出頭要求を5件、警察への援助要請を4件実施しました。

相談事由別一時保護の対応状況

(単位：人、日)

事 由 年 度		養護相談		障がい	非行	育成	保健・ その他	計
		虐待	その他					
令和 5年度	延べ人数	509	253	4	18	14	5	803
	延べ日数	14,530	4,625	148	751	498	132	20,684
令和 4年度	延べ人数	477	297	5	26	14	6	825
	延べ日数	11,192	6,062	152	723	200	76	18,405

児童虐待の防止等に関する法律に基づく実施件数

(単位：件)

対 応 年 度	出頭要求	立入調査	臨検・ 搜索	援助要請	親権喪失 審判	親権停止 審判
令和5年度	5	0	0	4	0	0
令和4年度	0	0	0	2	0	0

3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況

(1)「子どもを虐待から守る条例」取組体系

子どもを虐待から守る条例

基本的な考え方（第3条）

- ・虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。
- ・虐待の防止に当たっては、虐待が社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。
- ・子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。
- ・県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

未然防止（第2章関係）

地域社会の理解と協力の推進

地域における子育て支援の充実

早期発見及び早期対応（第3章関係）

アセスメントの推進

関係機関との連携

相談窓口の設置

保護及び支援（第4章関係）

里親等への委託推進

施設の体制整備

子どもの権利擁護、自立支援

子どもを虐待から守るための体制の整備（第5章関係）

虐待防止啓発の取組

児童相談所の体制・機能の強化

市町の体制・機能の強化支援

職員の相談援助技術の向上

(2)未然防止(第2章関係)

① 地域社会の理解と協力の推進

企業・団体等さまざまな主体が参加する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、子どもの育ち・子育て家庭を応援する活動を行う会員の相互支援の取組について検討を進めるなど、地域全体で子育て家庭を応援する気運を高める取組を進めました。

○「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数 1,624会員
(令和6年3月31日現在)

○子育て家庭応援クーポンへの協賛店舗数 2,503店舗(令和6年3月31日現在)
企業等の協力を得て、18歳未満の子どもがいる世帯及び妊娠中の方がいる世帯に対し、県内のスーパーマーケットや飲食店などの協賛店で割引やサービス等の特典が受けられる子育て家庭応援クーポンの普及に取り組んでいます。

○家庭教育を応援する取組

市町やPTA安全互助会と連携して、妊娠期から学齢期の子を持つ保護者同士が子育てに関する様々な悩みや思いを語り合い、その中で気づきを得たり学んだりすることができるワークショップを開催し、保護者のつながり作りに取り組みました(ワークショップ11回実施、476人参加)。

また、ホームページ「みっふる広場」の充実に向けて、前年度に引き続き「家庭教育応援Web講座」として家庭教育の分野で活躍している方のコラムを掲載しました。

② 地域における子育て支援の充実

○市町の放課後児童対策に対する支援

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、新・放課後子ども総合プラン(「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」及び「放課後子ども教室推進事業」との連携)に基づき市町が実施する放課後児童対策を支援しました。

放課後児童クラブは、令和6年5月1日現在、県内に448か所、放課後子ども教室は、令和6年3月31日現在、県内に75か所設置されています。

○ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、「育児の援助を受けたい方」(依頼会員)と「育児の援助を行いたい方」(提供会員)が会員となって、地域における子育てを支援する相互援助の会員組織です。

仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的として、ファミリー・サポ

ート・センター事業を実施する市町に対して補助を行いました。

令和6年3月31日現在、県内28市町においてファミリー・サポート・センターが運営されています。

○子育て支援センター

子育て支援センターは、地域において子育て親子が交流を行う場で、県内全市町に設置されています。

この場を利用して子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を実施する市町に対して補助を行いました。

○乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、市町が生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を全て訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う事業で、県内全市町が実施しており、市町に対して事業費の補助を行いました。

○養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、市町が支援の必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うなど、適切なサービス提供につなげる事業で、県内全市町が実施しており、市町に対して事業費の補助を行いました。

【今後の課題】

児童虐待が起こる原因として、育児不安などの生活のストレス、予期しない妊娠、社会的に孤立化し援助者がいないといったリスクが指摘されています。育児に不安を持つ保護者が的確な支援を受けられるよう、妊娠期からの切れ目ない支援、里親などの社会的養育の周知、相談機関同士の連携を進める必要があります。

(3) 早期発見及び早期対応(第3章関係)

① アセスメントの推進

○A I 技術を活用した児童虐待対応支援システム

児童虐待対応に係るリスクアセスメントの向上、人材育成と知見の継承、業務の効率化などを図るため、県内全ての児童相談所でA I 技術を活用した児童虐待対応支援システムを運用しています。

同システムは、児童相談に関するデータ蓄積や情報共有の円滑化を実現し、A I が過去の知見に基づき最適な情報を提示することで、虐待対応時の意思決定を支援する機能等を搭載しており、虐待対応への取組の強化につながっています。

② 関係機関との連携

○要保護児童対策地域協議会

児童虐待にとどまらず、非行、障がい等を含めた要保護児童等に関する全般の対策を講じていく組織である市町要保護児童対策地域協議会は、県内全市町に設置されています。

令和5年度は、市町要保護児童対策地域協議会の運営体制の強化を図るため、市町アドバイザー派遣事業を実施し、13市町に専門的知識を有するアドバイザーの派遣を行うとともに、さらなる運営力向上につながる研修を市町職員等向けに開催しました。

また、市町要保護児童対策地域協議会の円滑な運営を支援し、広域的な課題に対応すること等を目的に、三重県要保護児童対策協議会を設置しており、要保護児童等に関する情報交換を行いました。

○児童虐待対応協力基幹病院連絡会議

要保護児童等の早期発見や適切な支援を目的に県内10病院が参加し、医療機関における児童虐待防止に向けた取組状況等について情報交換を行いました。

③ 相談窓口の設置

○「こどもほっとダイヤル」

「三重県子ども条例」第12条に規定する「子どもからの相談に対応する窓口」として、平成24年2月から子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の運営を行っています。

令和5年度は922件の相談があり、人間関係を中心としたさまざまな内容について相談が寄せられています。

虐待の相談を受けた場合、本人の同意を得た上で児童相談所へ通告するなど、早期対応を図っています。

【こどもほっとダイヤルの概要】

- ・実施機関（県から委託）

NPO法人チャイルドヘルプラインMIEネットワーク

- ・電話番号 0800-200-2555（県内通話無料）

- ・対 象 県内の18歳未満の子ども

（18歳以上でも高校生など18歳未満の子どもと同じような環境にある子どもであれば対象となります。）

- ・受付時間 毎日午後1時～午後9時（12月29日～1月3日を除く）

○「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」

予期せぬ妊娠を契機とした乳幼児への虐待を未然に防止するため、平成24年

11月から専用の電話相談窓口「妊娠ＳＯＳみえ『妊娠レスキューダイヤル』」の運営を行っています。

令和５年度は117件の相談があり、予期せぬ妊娠等に悩む方の相談に対応しました。

また、令和２年６月から、新型コロナウイルス感染症の影響もあり増加した若年層の予期しない妊娠に関する相談に対応するため、ＳＮＳ相談窓口を開設し、令和５年度は633件の相談に対応しました。

【妊娠ＳＯＳみえ『妊娠レスキューダイヤル』の概要】

- ・実施機関（県から委託）

ＮＰＯ法人ＭＣサポートセンターみつくみえ

相談員：助産師、看護師等の医療専門職

- ・電話番号 090-1478-2409

- ・相談日 月・水曜日 午後３時～６時
土曜日 午前９時～１２時

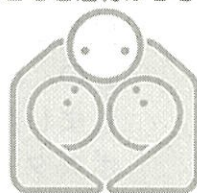
（祝日、12月29日～1月3日を除く）

- ・ＳＮＳ相談 「三重県ＤＶ・妊娠ＳＯＳ・性暴力相談」

○「子どもを虐待から守る家」

「子どもを虐待から守る条例」第13条第3項の規定に基づく「子どもを虐待から守る家」の指定件数は、令和６年３月31日現在で228件となっています。

子どもを虐待から守る家



<子どもを虐待から守る家シンボルマーク>

○親子のための相談ＬＩＮＥ

児童虐待防止の観点から、子どもや家庭が児童相談所等により相談しやすくなることを目的に、令和５年２月からＳＮＳを活用した全国一元的な相談の受付が開始されました。

令和５年度（４月～３月）は、125件の相談に対応しました。

【親子のための相談ＬＩＮＥの概要】

- ・受付曜日 平日（祝日及び年末年始を除く）
- ・受付時間 午前10時～午後８時

【今後の課題】

全国の児童虐待死亡事例（心中を除く）のうち、子どもの年齢は０歳が最も多く、３歳未満で半数を超える状況であり、主たる加害者は実母が最も多くなっています。

妊娠期・周産期の問題としては、「妊婦健康診査未受診」、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」などが高い割合を占めていることが挙げられており（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）」より）、妊娠期や

出産直後から支援が必要な家庭の適切なアセスメントや相談しやすい体制の充実が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化や物価高騰など、子どもや家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっており、さまざまな状況にある子育て世帯を包括的に支援するために必要な体制強化やサービスの充実のほか、児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、悩みを抱える家庭がより相談しやすい環境を整備していくことが必要です。

(4) 保護及び支援(第4章関係)

① 里親等への委託推進

平成 28 年 6 月に児童福祉法が改正され、家庭養育優先原則に基づく社会的養育の推進について定められました。児童が家庭において健やかに養育されるよう、まずは保護者を支援しますが、家庭における養育が適当でない場合には、里親家庭やファミリーホームなど、「家庭における養育環境と同様の養育環境」で養育されるよう、必要な措置を講ずることが求められています。令和 5 年度は里親等委託のさらなる推進のため、次の取組を実施しました。

○里親制度の普及啓発や里親リクルートのため、里親会や里親支援専門相談員、NPO、市町と協働し、里親シンポジウム、里親説明会、里親出前講座などを開催しました。また、市主催イベントでの里親啓発ブース設置、市役所・町役場でのポスター掲示や里親制度啓発のイベント等のチラシ設置、特設サイトへの三重県情報の掲載（厚生労働省の支援事業）、市町広報誌や県政だよりみえ、子育て情報誌等への里親記事掲載などの啓発活動を行いました。

○里親登録希望者を対象に、里親登録前研修を実施しました（3回）。また、里親の養育力と資質の向上を目的として、登録中の里親を対象とした養育里親更新研修（3回）、養子縁組里親更新研修（2回）を実施しました。このほか、三重県里親会、三重県児童養護施設協会、児童委員、学識経験者等で構成する里親委託推進委員会を開催し（3回）、里親制度のより一層の推進を図るため、議論を深めました。

○里親のリクルートから、里親の研修、委託中の養育支援まで一貫した里親支援を行う体制を整えるため、北勢児童相談所、中勢児童相談所（鈴鹿児童相談所管内を含む）、伊賀児童相談所管内に加え、新たに南勢志摩児童相談所管内に民間フォスターリング機関を設置（社会福祉法人に委託）しました。フォスターリング機関の実施内容（里親啓発リクルート事業、里親研修トレーニング事業、里親委託推進等事業、里親訪問等支援事業）は各機関により異なりますが、それぞれの管内の児童相談所や里親支援専門相談員と連携しながら、里親等委託の推進に向けて取組を進めました。

- 「子どもの家庭養育推進官民協議会」において、自治体と民間団体との連携により、養子縁組・里親制度の普及啓発や研修会を実施し、家庭養育優先原則による社会的養育の実現に向けた取組を迅速かつ確実に実施できるよう、国へ政策提言を行いました。

② 施設の体制整備

- 地域小規模児童養護施設と乳児院における小規模グループケアの運営については、措置費加算により改善されつつありますが、乳児院においては、国の基準を超える職員加配等に係る経費に対して補助を行っており、令和5年度は3施設において職員体制の強化が図られました。
- 地域に密着したきめ細かな子育て相談を行う児童家庭支援センターと児童相談所等の関係機関がより一層連携を深めるため、関係機関による連絡会議を開催しました。
- 県内の児童養護施設等の一時保護専用施設4か所において、一時保護児童の受入れを行いました。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、児童福祉施設等に消耗品の購入に係る経費等の補助を行いました。
- 児童養護施設と乳児院に対して、タブレット端末等の活用による情報の共有化やペーパーレス化などICT化の推進に必要な経費の補助を行い、業務負担の軽減を図りました。

③ 子どもの権利擁護、自立支援

- 児童養護施設等の退所者の円滑な自立を支援するため、就職や進学に係る家賃相当額や生活費の貸付を行いました。
- 児童養護施設の入所措置や里親等の委託が解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な者に対しては、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができるよう、居住費や生活費の支援を行いました。
- 令和4年度から自立支援コーディネーターを配置し、児童養護施設等の退所予定者に対して支援計画を作成し、退所後の就労や生活支援につなげ、切れ目のない支援体制を整備しました。

- 児童養護施設入所児童や里親・ファミリーホーム委託児童を対象に、子どもが自らの権利を知ることができるよう子どもの権利ノートを配付し、子どもが権利の主体であることや、守られる権利等について伝えています。また、児童養護施設入所児童と里親・ファミリーホーム委託児童及び児童自立支援施設入所児童を対象とした電話相談・手紙相談の窓口を児童相談支援課内に設置しています。
- 子どもの権利擁護プログラムである「CAP (Child Assault Prevention) 等プログラム」研修を児童福祉施設職員等を対象に開催し（40人参加）、CAP等プログラムを児童養護施設4施設、福祉型障がい児入所施設1施設で実施しました。
- 子どもの権利擁護を推進し、子どもの福祉に携わる者のアドボカシーの意識を高めるため、児童相談所や児童養護施設、ファミリーホーム、市町等の職員に対し、アドボカシー研修を開催しました。
- 子どもの意見聴取等の仕組みを整備するため、アドボケイト（意見表明等支援員）を一時保護所や一時保護専用施設等に派遣し、子どもへの個別面談や意見表明などの支援を行いました。

【今後の課題】

今後も、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、施設職員の人材育成や施設の多機能化、社会的養護経験者への自立のための切れ目のない支援や子どもの権利擁護の推進に取り組んでいく必要があります。また、推進計画で設置を促進してきたフォスタリング機関が里親支援センターにスムーズに移行できるよう支援していく必要があります。

(5) 子どもを虐待から守るための体制整備(第5章関係)

① 虐待防止啓発の取組

11月の子ども虐待防止啓発月間を中心に、市町、関係機関等の協力を得て以下の取組を実施しました。

○オレンジリボンキャンペーン

(公益財団法人三重こどもわかもの育成財団との共催事業)

- ・実施期間 啓発月間中
- ・場 所 県立みえこどもの城（松阪市）
- ・内 容
 - ①キックオフイベント「オレンジまつり」11月5日（日）
 - ②パネル展示
 - ③「コドモ1000ボイス・オトナ応援メッセージ」の募集及び展示
 - ④啓発グッズの配布

○オレンジリボンツリーの一斉展示、オレンジリボンの着用（市町協働企画）

- ・実施期間 啓発月間中
- ・内 容

子ども虐待防止を訴えるオレンジ短冊等を吊るしたオレンジリボンツリーを県及び各市町の庁舎等に設置するとともに、子ども虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを着用し、来庁者への啓発を行いました。

○「県政だより みえ」での情報発信

- ・実施期間 啓発月間中
- ・内 容

「県政だより みえ」（11月号）で、虐待防止啓発月間や全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル「189」等の相談窓口を紹介しました。

② 児童相談所の体制・機能の強化

○民間との協働によるモニタリング

津市、四日市市及び三重郡に加え、令和6年1月からは紀州地域も対象地域として、主に学校・保育所等に通う子どもについて、子どもや家庭環境の変化等をきめ細かく把握するモニタリングを民間団体との協働により行い、児童相談所的確なケースマネジメントに取り組みました。

○外国語通訳・翻訳の推進

児童相談所における外国につながる子どもの相談について、派遣通訳に加えて通訳システムや24時間多言語対応での電話及びウェブ会議システムを活用した通訳により対応するとともに、北勢児童相談所及び鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置し、児童・家庭への通訳立ち合いや家庭訪問に同行するなど、児童虐待の未然防止や再発防止に努めました。

○三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会の開催

困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会への諮問・報告等を行いました。

③ 市町の体制・機能の強化支援

○市町児童相談体制の強化支援

市町への支援については、市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るためのツールとして策定した「市町児童相談体制（構築）等強化確認票」を活用して、市町との定期協議を実施しています。令和5年度も引き続き定期協議を実施し、前年度からの改善状況の確認や課題解決に向けた取組等について協議を行いました。

また、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、

スーパーバイザー（助言者）を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。

○子ども家庭総合支援拠点の設置・運営支援

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置と運営を支援するため、市町との定期協議を通じて助言を行いました。

また、令和6年の児童福祉法改正に伴い、これまでの「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」が有してきた児童福祉・母子保健の両機能を一体化した「こども家庭センター」の設置が市町において令和6年4月1日から努力義務とされたため、同センターの開設準備研修を開催し、市町の児童相談体制のさらなる強化につながる支援に取り組みました。なお、令和6年4月1日現在、15市町に設置されています。

④ 職員の相談援助技術の向上

市町職員の人材育成については、市町要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修を実施するなど、市町職員向け研修の充実を図るとともに、児童相談所職員対象の研修にも参加を促すなど、積極的に支援を行いました。また、関係機関や民間団体からの依頼に応じて職員を研修講師として派遣し、児童虐待防止に向けた意識の向上や啓発に努めています。

○関係機関との連携・協力

警察と児童相談所による児童虐待事案に係る合同研修を実施しました。

○被害事実確認面接（協同面接）の実施

被害児童の心理的負担を軽減するため、検察、警察、児童相談所の三者による協同面接を実施しました。

○要保護児童対策地域協議会調整担当者研修会の開催

- ・実施日 令和5年4月～6月の間で7日間
- ・内 容 要保護児童対策地域協議会の運営
社会的養護と市区町村の役割
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク 等

○市町児童福祉担当職員情報交換会の開催

- ・実施日 令和5年7月5日
- ・内 容 「こども家庭センター」開設に向けた取組実践報告
要保護児童対策地域協議会運営等に関する情報交換 等

○児童相談担当職員研修会の開催

・実施日及び内容

令和5年12月6日、児童相談業務スキルアップ研修会（アサーション）

令和6年1月24日、要保護児童対策地域協議会 運営力向上研修

令和6年2月29日、児童相談業務スキルアップ研修会（神経発達症群）

令和6年3月15日、児童相談業務スキルアップ研修会（HSC）

○児童福祉に関する指定講習会の開催

・実施日 令和5年7月～9月の間で5日間

・内 容 児童福祉論、児童虐待援助論
市町児童家庭相談援助論 等

○研修会講師派遣

教育委員会、警察、民間団体などからの依頼により、研修会への講師の派遣を行いました。

【今後の課題】

改正児童福祉法や「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和4年12月15日）等に基づき、児童福祉司・児童心理司等の増員、児童相談所への専門職の配置、市町における「こども家庭センター」の設置促進に向けた支援などを適切に進める必要があります。

また、県全体の児童相談対応力を高めるため、児童相談の第一義的窓口である市町の人材育成をさらに支援していく必要があります。

令和5年5月児童死亡事例（津事案）の再発防止に向けた取組について

令和5年5月に発生した児童死亡事例にかかる対応の課題に対し、令和5年8月以降、以下の再発防止策を実行してきました。

1 児童本人の安全を対面で確認することの徹底

津事案を受けて、児童相談所や関係機関が安全確認を行う際には、全ての事案において、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を徹底することとしました。

これまでも児童相談所が関わる児童の見守り頻度については、事案ごとに1週間、1か月、3か月に1回以上とし、保育所や学校等に通園・通学している場合はそれらの機関による日常的な安全確認を実施し、そうでない場合は、児童相談所または市町等の関係機関が訪問や電話連絡等による安全確認を実施してきました。

今後は、見守りの頻度を3か月に1回以上としていた事案のうち、保育所や学校等に通園・通学していない事案については、見守りの頻度を1か月に1回以上に変更し、児童相談所または市町等が児童本人への対面による安全確認を行っていくこととしました。

さらに、家庭環境の変化や、明確な理由なく保育所や学校等を欠席するなど、家庭や通園・通学の状況に変化があった場合には、これまでも児童相談所または関係機関が、訪問や電話連絡等による安全確認を行ってきましたが、今後は、児童本人への対面による安全確認を行うとともに、リスクを再評価のうえ、安全確認の頻度を増やすなど、より機動的な対応を徹底することとしました。

これらの対応について、保育所や学校等の関係機関に対し、関係各部を通じてあらためて協力要請を行いました。

2 一時保護の機会を逃さないリスク再評価の実施

津事案を受けて、家庭環境の変化や、明確な理由なく保育所や学校等を欠席するなど、家庭や児童の状況に変化が生じた場合においても、児童相談所でリスクアセスメントによる再度の評価を実施することとしました。これまでは、リスクアセスメントは緊急出動の判定や一時保護の検討判定の際に実施してきましたが、状況変化に応じた一時保護の必要性を速やかに判断していくこととしたものです。

児童相談所が関わる全ての事案について、状況変化の判断基準を整理したうえで、リスク再評価を徹底しました。

3 令和6年3月の三重県児童虐待死亡事例等検証委員会の検証報告を受けて

上記の取組に加えて、令和6年度以降は、検証委員会報告書により示された提言の中で課題とされた、体制づくり、関係機関との連携、人材育成に取り組むことによって、より一層、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

参 考

○子どもを虐待から守る条例

平成十六年三月二十三日
三重県条例第三十九号

第一章 総則（第一条―第十条）

第二章 未然防止（第十一条）

第三章 早期発見及び早期対応（第十二条―第十五条）

第四章 保護及び支援（第十六条―第二十条）

第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備（第二十一条―第二十五条）

第六章 雑則（第二十六条―第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県、市町及び県民の責務、関係機関等及び地域社会の役割、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この条及び第十四条において「法」という。）第二条に規定する児童をいう。

二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。

三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

四 関係機関等 関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者をいう。

（基本的な考え方）

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行っ
てはならず、また、これを許してはならない。

2 虐待の防止に当たっては、虐待が社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。

3 子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。

4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。

2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。

3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関等の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。

(市町の責務)

第五条 市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。

(市町との協働)

第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し、子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。

(県民の責務)

第七条 県民は、第三条の基本的な考え方にのっとり、子ども及び保護者を含む近隣社会の連帯が虐待の防止に資することについて理解を深めるとともに、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。

(保護者の責務)

第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、また、その子どものしつけに際して体罰を決して加えてはならない。

2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深めるとともに、その子どもの心身の健全な育成に努めなければならない。

(関係機関等の役割)

第九条 関係機関等は、県、市町等と連携し、子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通じて、虐待の防止に努めるものとする。

(地域社会の役割)

第十条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。

第二章 未然防止

(子育て支援による未然防止の取組)

第十一条 県は、市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、妊産婦及び子育て家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。

2 市町は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。

第三章 早期発見及び早期対応

(通告等に係る対応)

第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けたと思われる子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

2 前項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

3 第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。

(通告等に係る体制の整備等)

第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けたと思われる子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備を図るものとする。

2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

3 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、県民の住宅等を「子どもを虐待から守る家」として指定し、当該住宅等に居住する者が子どもからの相談に応ずるよう協力を求めることができる。

(配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援)

第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力（法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。）が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報共有を図り、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。

(子ども自身による安全確保への支援)

第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。

第四章 保護及び支援

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第十六条 県は、第十二条第三項の規定により一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、当該子どもに対し、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。

(虐待を行った保護者への指導等)

第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。

(権利の擁護)

第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他子どもの権利を擁護するための必要な対応を行うよう努めなければならない。

(社会的養育及び自立支援)

第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託の推進、児童養護施設等の体制の整備その他必要な支援を行うものとする。

(転居時の情報共有)

第二十条 児童相談所の所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所の所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。

2 児童相談所の所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所の所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町は、虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するという情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備

(連携・協力体制の整備)

第二十一条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、児童委員その他子どもの福祉に職務上関係のある者（第二十六条第二項において「職務関係者」という。）と連携し、常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。

2 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会等の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。

(在宅における支援体制の整備)

第二十二条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。

(子ども虐待防止啓発月間)

第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心及び理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。

2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。

3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力するよう努めなければならない。

(人材の養成等)

第二十四条 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上を図るものとする。

2 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。

(調査研究等)

第二十五条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

第六章 雑則

(秘密の保持)

第二十六条 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、取り扱う個人情報の保護に関し必要な対策を講じなければならない。

2 職務関係者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。

(年次報告)

第二十七条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

(委任)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十条、第十二条、第十三条及び第二十一条から第二十四条までの規定は平成十六年七月一日から、第十一条、第十四条及び第四章の規定は平成十六年十月一日から施行する。

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号)

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成二十五年二月二十八日三重県条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月二十四日三重県条例第十八号）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第二十一条第一項の規定による指定を受けているものは、この条例による改正後の第十三条第三項の規定による指定を受けたものとみなす。